

法制問題小委員会報告書（案）に対する意見書

記

（I P マルチキャスト放送の著作権法上の取り扱い等について）

はじめに

当協会は音楽事業者を主体としたエンタテインメント産業に従事する芸能プロダクション102社によって構成されている。

巷間「実演家の権利処理が煩雑で、コンテンツの流通を阻害する要因となっている」とする識者の発言や、それに伴う報道は、実態を理解しようとしていない門外漢の発言である。

当協会加盟の音楽芸能プロダクションは実演家との契約において、実演家から独占的に権利を委任され、その権利行使の窓口となりこれまでコンテンツ利用者に対し、権利処理を行ってきており、その際付帯的に発生する法律ではカバーできない権利の運用についても長年に亘る実績がある。

また、音楽芸能プロダクションというビジネスモデルは、戦後60年経た現在、わが国固有のビジネスモデルとして、香港、台湾、韓国など近隣アジア諸国でもそのモデルが模倣されるなど、欧米諸国とは一線を画した極めてユニークかつ実務的なビジネスモデルである。

ただし、このビジネスモデルは、わが国が参考にしてきた欧米諸国の著作権や肖像権の概念にはストレートに当てはまらないことから、現在においてもその存在価値が認識されずにいるという実態が存在している。

こうした現行法下における「許諾権」を現状に則し実務的に運用してきた実績が何ら認識されることなく、今回のような権利の切り下げが行われることはまことに遺憾であり、音楽芸能プロダクションというわが国固有の産業を疲弊させることになりかねない危険を内包しているといわざるを得ない。

さらに、わが国においては世界で類を見ない音楽著作権使用者である放送局と日本音楽著作権協会との間に結ばれた、いわゆる「ブラケット契約」や貸レコードという、業態をなし崩し的に生んでしまった悪しき前例がある。

「ブラケット契約」では、実際の音楽の使用実態が明らかにならず、また貸レコードにおいては、使用料金の不明瞭な申告が行われるなど、まことに不公平な状況が作り出されてしまったことを、今一度認識する必要

がある。

1. 有線放送により放送を同時再送信する場合の規定の見直し

「IPマルチキャスト放送の著作権法上の位置付け」に関して
(報告書15、28頁)

- (1) 平成18年2月14日付文化庁長官官房著作権課「IPマルチキャスト放送の取り扱いについて」は、「放送される実演の有線放送(同時再送信)は権利制限あり(=実演家は無権利)」と書かれている。

このことが、放送される実演の有線放送(同時再送信)について、実演家は“無権利”という認識がすでに一般的になり、結果的には“関係業界等では、「通信・放送の融合」を進めるためにも、著作権法上IPマルチキャスト放送を「有線放送」と同様の取り扱いにすることを要望している。”(報告書2頁)という状況を作り出している。

実演家は有線放送権を占有するが、放送される実演を有線放送する場合には、確かに有線放送権は適用しないと定められている(92条2項1号)。

しかし、これは条文上の形式的な文理解釈であって、実態的意味を持つ論理解釈ではない。

実演家の有線放送権の立法趣旨は、実演が放送されれば、その放送波の利用は放送事業者の権利によって処理することとなるので、その放送事業者の権利を通じて実演家の権利を実質的にカバーしてもらうことを予定して、法律上は、有線による同時再送信には実演家の権利が及ばないとしたものであり、実演の放送についての許諾が放送を受信して行う有線放送までもカバーしていると考えたわけでは必ずしもない(加戸守行著・著作権法逐条講義四訂新版486ページ)。

この立法趣旨に基づいて、実演家の団体は他の著作権者四団体と連名で、著作権法施行の時から有線放送事業者と包括的な契約を結び、著作権審議会関係小委員会等((著作権審議会第7小委員会報告書(昭和60年9月)、ニューメディア(CATV関係)における著作権等の処理の在り方に関する調査研究協力者会議中間まとめ(昭和60年9月)、著作権審議会マルチメディア小委員会第一次報告書ーマルチメディア・ソフトの素材として利用される著作物に係る権利処理を中心としてー(平成5年11月)等)で公的に認知され評価を受けてきている。又、この包括契約の合法性については平成17年8月30日知財高裁判決(コピーライトNO. 539. 3/2006)でも認められている。(但し、当協会としてこの契約には関与していない。)

このように、放送の有線放送による同時再送信について、実演家は決して無権利ではなく実体的に権利を有し、立法趣旨及び契約によって権利の実体を形成してきた歴史を踏まえると報酬請求権ではなく著作者と同様に許諾権を定めるべきと考える。例えば、現行法の場合、放送の同時再送信を止めようとするれば、出演時に放送事業者に否を意思表示すればよいが、法改正によって報酬請求権になると、同時再送信を止めることは基本的に出来なくなる。

- (2) 現行第92条2項を改正し、「放送される実演を有線放送する場合」（第92条2項1号）に実演家の有線放送権を制限して報酬請求権を認めるとすれば、“契約に別段の定めがない限り”という趣旨に立つべきである。

同時に、他の適用除外（第92条2項2号イ、ロ）も見直し、少なくとも有線放送については報酬請求権を認めるべきであろう。

2. IPマルチキャスト放送により放送を同時再送信する場合の規定の見直し
「IPマルチキャスト放送と有線放送の現状」に関して
(報告書5、7頁)

電気通信役務利用放送事業者の登録については、従来の放送事業者と比較し、規制緩和政策を背景に参入しやすくなっているが、今後、電気通信役務利用放送事業者が増加してくる可能性を考えると、どこで何が放送されているのかが把握できず、報酬請求権では管理が出来なくなることが予想され、許諾権による（事前許諾）管理が必須であるとする所以である。

なぜならば、このような許諾権に基づく管理が必須である状況は、現実には発生しており、例えば、昭和55年10月に民放連と芸団協がリピート放送に関する協定を締結し、報酬請求権として出演者が各局と協議することになっているが、現在まで民放からはリピート放送料の支払いは無い。※注
また前述した通り、現在問題となっている貸レコード店の過少虚偽申告による不払いや、未払いのままでの倒産などで使用料未回収の実被害が出ている。

商業用レコード二次使用料についても、全国のミニFMなどでのレコード使用の実態が現実的には把握できずに未回収となっているケースもまた発生している。また、そういった事業者は、せっかく国主導で策定した報酬請求権の意義すら理解せず、また、権利者側が使用していることを把握していても、使用者側が何を使用したか把握していないケースがほとんど

である。

電気通信役務放送事業者が地上波同時再送信を始めることになった場合、有線放送と同様に送信側が権利処理する可能性が高いと思われるが、有線放送の場合も、5団体処理（報告書22頁②管理団体との契約）で行われてきたが（当協会は含まれない）、結果、実演家の団体である社団法人日本芸能実演家団体協議会に実演利用の補償金は支払われているものの、出演者データ等、分配に必要なデータ提供が無いため分配出来得ないのが現状である。

そもそも5団体処理は例外的措置で、各団体が個別に契約を締結することが本来のあり方であると考ええる。法改正が伴う今回の条件下では、一から考え直し、各団体が個別の契約となるよう強く要望する。

当協会は、過去20年に亘り、NHK、民放各社との間で映像の二次使用の権利処理を行っていることは周知の事実であるが、放送局等から利用する番組の出演者リストや使用秒数などのデータを記載した申請書を確認し、許諾したものについては、使用料を徴収し、そのデータを元に実権利者に分配を行っている。

こういったシステムを維持するためには許諾権であることが必須条件である。

3. 追記

IPマルチキャスト放送による「自主放送」（報告書27頁）については、十分な準備期間を設けた上で検討する必要があるとしている。

当協会としては、電気通信役務放送事業者が利益を生む可能性が少ない同時再送信を求めているとは考えていない。さらには、早急な課題としている（報告書27頁）地上デジタル放送の難視聴地域をカバーしているとも到底考えられない。そうしたことから、地上波放送等のVODサービスが本来の目的であることは明白であり、仮に今回の改正を承知したとしても、今後の検討で拡大解釈されることを懸念している。

現在、当協会では、新たなコンテンツ流通について、テレビキー局系の通信事業や新規参入の通信事業者との間で映像使用のルール作りに関する話し合いを行っている。地上波番組のネットへの使用についても放送局に対し、出演料をベースとした料率で具体案の提示を行っているが、現状では、放送局側の理由によりルール作りが進んでいない。その理由としては「まだビジネスになっていないので積極的に進められない、小額の使用料しか手当てできない」といったものである。

新規参入の通信事業者については、コンテンツに資金を投入する意欲が

ある事業者が若干あるものの、おおむね放送局と同様で、「売り上げに応じて支払う」といった権利者側の犠牲の元にした、リスクを負わない方式での提示が大半である。また、新規制作の番組については、「映画の著作物としたい、二次利用や回数の制限を考えられるだけ広くしたい」というのが配信する側の実態であり、放送・通信事業者側の理由により話し合いの進展が遅くなっている。しかしながら、いずれ解決するものとして現行法に則った交渉を進めているところであり、法改正による早計な解決を図ることなく、状況を十分に見据えた上で、検討することを望むものである。

以上

※注「実際の支払いは放送局が直接出演者側に支払うことになっているため、すべてに支払われているかどうかは把握できないが、芸団協・CPRAには実演家からの未払い報告が少なからずなされている」